

平成26年度 第3回
魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会会議録

日 時	平成26年8月28日(木) 14:00~17:20
場 所	小出庁舎 302会議室
出席委員	星野会長、秋山委員、星野委員、井上委員、下村委員、今井委員 井口委員、伊藤委員、佐野委員、橘委員、小川委員
欠席委員	関矢副会長、高橋委員、細井委員
事務局	星市民課長、山内市民生活室長、市民生活室広井係長
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 人権に関する意識調査結果の分析について (2) 素案「第1章 計画の概要」について (3) 素案「第2章 人権教育・啓発の推進」について 3 その他 4 閉会
委員会結果 (概要)	・議事(1) 人権に関する意識調査結果の分析を終了した。 ・議事(2) 素案「第1章 計画の概要」について審議した。 ・議事(3) 素案「第2章 人権教育・啓発の推進」は、次回策定委員会で引き続き審議することとなった。

○委員会の内容(要点記録)

1 あいさつ(会長)

意識調査結果の分析を進めてきた。魚沼市の実態を踏まえて、という大前提がある。本調査をどのように見るかが判断の一つで、活発なご意見をいただきたい。

2 議事

(1) 人権に関する意識調査結果の分析について

(会長) 庁内検討委員会分析結果をもとに進めたい。問14「同和地区・同和問題の認識」について事務局の説明を求める。

(事務局) (資料に基づき説明した。)

(会長) 30代の「知らない」が高い点がポイントになると思うが、意見はないか。

(委員) 入広瀬の「知っている」が極端に低いのは地理的なものによるのか、あるいは関係者がいないのか等、原因について皆さんの考えがあれば聞かせてほしい。

- (委員) 渡し守の記録は寺の過去帳に出ているが、今は実態はない。入広瀬は、小出、堀之内、湯之谷から距離的に離れているので知らないのではないか。
- (会長) ご指摘の点は、いつ頃からなくなっているのか。
- (委員) 江戸時代の中頃には記録がある。その後は一般の人が渡し守をしていたので差別はなくなっている。
- (委員) 堀之内、湯之谷は地区指定がなされていたので、この地域の認識度が高いのは頷ける。小出は両地域に挟まれていたことと、実際に差別された人たちが住んでいたところでもある。その他の地域は地区指定もなかったため認知度が低い。逆に、地区指定があったにも関わらず 30 代の認知度が 5 割を切っていることが頷けない。学校で同和教育をしていたにも関わらず低い結果は疑問である。
- (会長) 30 代の数値が低いということは啓発の強化が求められるという気付きである。次の問 15「同和地区・同和問題を初めて知った時期」について事務局の説明を求める。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) 庁内検討委員会の気付きとして、「学校教育の成果が表れている結果となった。今後も同和教育・啓発を進め、正しい理解へと充実・発展させていく必要がある。」と記載してある。とくに問題なければ問 16「同和地区・同和問題をはじめて知ったきっかけ」移る。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) 意見はないか。
- (委員) 県の調査結果では、同和地区・同和問題をはじめて知ったのは「テレビ、ラジオ、新聞、本などから」が 30.3%で、県と比較すると魚沼市が少し低い。「家族から聞いた」が 11.4%でこれも魚沼市が少し高い。「学校」が 18.5%でこれは魚沼市が高い。妙高市でも同じような調査をしており、「家族から聞いた」が 31.3%である。妙高市も旧新井市が 2 箇所地区指定を受けており、この数値が高いのは頷ける。このように他と比較すると、魚沼市の数値は妥当だと思う。
- (会長) 家族から聞いたという回答は、どのように聞いたのか非常に気になることだ。今後の方針を出す際にポイントになる。次の問 17「同和地区・同和問題の成り立ちへの受け止め方」に移る。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) 意見はないか。
- (委員) 10 代で「人種・民族が違う」の回答が 40%を超えていた。サンプル数は 10 人だが、それにしても異様な数字である。かなり深刻に考えなくてはならない。
- (委員) 家族が偏見を持っていて、家庭の中で話が出たのではないかと考えられる。「人種・民族が違う」とは、最も危険な考えだ。
- (委員) 10 代のサンプル数 10 人は、細かな数字が少し動いただけでも率として変わってしまう。この点に関して庁内検討委員会の分析の中で考察はあったか。
- (事務局) サンプル数は少ないが 10 代の回答は憂慮すべき事態だという受け止め方だけで

ある。

- (委員) 人種・民族と聞いたときに、アイヌのことを思い浮かべたのではないかという気がした。
- (委員) 小学校では、人種、民族、宗教は「社会」の中で教える部分は少ない。高校で教わる地域紛争や民族紛争と混同している結果と受け取った。
- (委員) 10代というのは本調査では18歳、19歳の回答である。この年齢でこの回答は深刻だということである。
- (会長) 民族と言った場合、考えられるのは在日朝鮮人の問題である。アイヌの問題もある。今はヘイトスピーチの問題などがあるので、そういったものが災いしていると思う。
- (委員) 10代の若者が、「人種・民族」の言葉から在日の人やアイヌの人をイメージして、それが「同和」と同じ、あるいは近い、と受け止めた結果がこの数字であるならば事態は更に深刻である。若い人たちの意識を掘り下げることが必要だ。
- (会長) 次に、問18「様々な同和地区に対する考えや行動」について事務局の説明を求める。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) はじめに、事務局が憂慮した「無回答が多い」という点で意見はないか。
- (委員) 同和地区の人とかかわるのはいやだ、怖い、という回答が11人だった。この数字から人権教育・啓発の取組の必要性を感じた。
- (委員) どの調査でも一定程度はこのような結果が出ると聞いている。同和地区の人との結婚は、いざ自分や家族の問題になると「どちらとも言えない」や「無回答」になるのではないか。
- (会長) 各種調査で同様の傾向があるとしても、大きな問題として考えなければならぬ。総論賛成、各論反対の一般的な社会通念があるが、この問いに関してもそのことが読み取れる。次に、問19「同和問題の解決のために必要なこと」について事務局の説明を求める。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) 市民の基本認識は、人権教育や啓発をきちんとやってほしい、ということだ。次に、問20「そっとしておけば部落差別は自然になくなる、に対する意見」について事務局の説明を求める。
- (事務局) (資料に基づき説明した。)
- (会長) ここが最大の課題である。寝た子なのでいずれは起きる。起きたときにどうするか、ということを考える必要がある。意見はないか。
- (委員) 今はインターネットで誹謗中傷するなど悪い意味で起こすこともあるので、正しく起こす必要がある。
- (委員) 妙高市と比べると「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は魚沼市の方が低い。10代は「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は0%で、学校教育で取り組めば変わってくる結果である。

(会 長) 学校教育の結果が読み取れる数値である。高齢者に関しては老人クラブ等様々な場での議論が必要である。次に、問 21「外国籍住民の人権が守られていないと感じること」について事務局の説明を求める。

(事務局) (資料に基づき説明した。)

(会 長) 外国籍住民と言うと在日韓国・朝鮮人が以前から多かった。その割合は増えているか。

(事務局) 魚沼市では横ばいである。フィリピンの方が日本人と結婚し子どももいる、という場合も増えており、最近は相談ケースも多い。

(会 長) 外国籍住民が減る傾向にないとしたら、今後そういった方を受け入れる地域社会の人権感覚が求められる。

(委 員) 夫の会社で働いている方、日本人と結婚して子どももいる方など、以前に比べるとこの地域でも多くの外国籍の方がいる時代になったと感じている。

(会 長) 次に、問 22「外国籍住民の人権を守るために必要なこと」について事務局の説明を求める。

(事務局) (資料に基づき説明した。)

(会 長) 意見はないか。

(委 員) 中国の方は単身で来ているか。また、中国人に限らず、子どもが小学校に行っている場合はあるか。

(事務局) 会社の研修生として住民登録するケースが多い。結婚して来られる方も何人かいる。研修生はほとんど単身である。

(委 員) 最近の小学校は中国籍の児童が多いが、中国語ができる教師がいなくて大変困っているようだ。魚沼市においても具体的に対応を考えていく必要がある。

(事務局) 当市には NPO 法人シーターという団体があって、民間レベルで外国籍住民に対する取組をしている。言葉だけでなく日本の習慣についても周知していく必要がある。

(会 長) この問題は様々な先進事例もあり、問題の整理もされている。魚沼市民として暮らす場合の人権課題になってくる。今後の対策が必要だ。次に、問 22「インターネット上で個人の人権が守られていないと感じること」、問 23「インターネット上で個人の人権を守るために必要なこと」について、一括して説明を求める。

(事務局) (資料に基づき説明した。)

(会 長) 意見はないか。

(事務局) 今、インターネット上で LINE (ライン) の中の仲間はずれの問題などがあるが、インターネットの世界では絶えず新しい問題が起きていて、本意識調査の実施の際に反映できなかった。日々新しい動きがあることをご了解願いたい。また、折角の機会なので、学校現場では携帯電話、スマートフォンにどのように対応しているかを聞かせていただきたい。

(委 員) 最近は保護者が機能についていけない状況だ。保護者から相談があり、NTT から

講師に来てもらう等の啓発を強化している。機器の使い過ぎによる寝不足の子どももいて、スマートフォン等は持たせないでください、と保護者に指導しているが、それ以上の規制はできない。

(委員) 割合としては、スマートフォンを持っている子どもは少ない。しかし、ゲーム機や音楽プレーヤーで、インターネットに類するようなことが相当出来る。ゲーム機はほとんどの子どもが持っているので、スマートフォンだけを警戒すれば良い訳ではない。

(事務局) 個人情報保護に関して大人の側も安易に情報を発信している例が後を絶たない。市では SNS (ソーシャル・ネットワークキング・サービス) の基準を作って職員に周知をしたところである。インターネットは、今、一番人権侵害が起きやすい場所である。

(会長) 私たちはこれからも情報化社会で生きていくことになるが、人権侵害や人権を否定するような事態がある。法的な規制や一人ひとりの自覚と責任でコントロールできるのかという大きな問題がある。国家的な課題でもあるが、厳しい視点を持ち、メッセージを発信し続ける必要がある。最後に、問 25「互いに人権を認め、尊重し合う社会を実現するために必要なこと」について事務局の説明を求める。

(事務局) (資料に基づき説明した。)

(会長) 前向きな結果で、計画策定に期待されていると見てよい。これで市民意識調査結果に対する意見交換は終りたい。これから素案を文章化していく際に只今の議論を参考にされたい。

(事務局) 了解した。

(会長) これより 10 分間の休憩に入る。

(2) 素案 第 1 章 計画の概要について

(会長) 雰囲気をつかみ、共通の認識とするために、事務局から第 1 章の朗読を求める。

(事務局) その前にご了承いただきたいことがある。市民意識調査結果の図表と難解な用語の説明は後ほど記載させていただく。(以下、第 1 章を朗読した。)

なお、本日、委員から指摘があり、「4 魚沼市の動き」の冒頭 2 行は現在の内容と異なっていることが判明したので次回までに訂正する。

(会長) 第 1 節について意見はないか。

(委員) 今、話題の戸籍の本人通知に関して市の考え方を聞きたい。

(事務局) 国・県を通じて本人通知の制度化を図ってもらうことを大前提に動いている。南魚沼戸籍住民基本台帳事務協議会で足並みを揃えた形で、国や県内の情勢を研究している。魚沼市、長岡市、見附市、三条市及び粟島浦村は住民基本台帳システムの共同化を図っており、長岡市は平成 27 年 10 月を目途に本人通知制度を始めたいという意向があるようだ。何らかの形で長岡市に追随をしなければならないと勉強を進めている段階である。

(会 長) 次に、「第 2 節 1 国際社会の動き」のところに「人種」とあるのを「人種・民族」としたいが、いかがか。人種は皮膚の色などの違いであり、民族は生活や文化が違う。日本人と韓国・中国人は、人種は違わないが民族が違う、という言い方をする。日本は朝鮮民族の同化政策という大きな間違いを犯したり、侵略戦争の中で民族差別を行なった歴史があるので、民族といった方が正しい気がする。人種には民族も包含される、という考え方があるのは理解している。

(事務局) 人権宣言の日本語訳を見ると、「全て人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身云々」とある。これを読むと人種の中に民族も含まれる気がする。

(会 長) 他に意見はないか。(一同、意見なし) では、事務局案でいく。次に、「2 国内の動き」のところで、「一方、国際社会の一員として国際人権規約などの人権に関する条約を批准し」とある。欄外に批准した一覧を表として記載してほしいがいかがか。(一同、異議なし) 次に、「3 県の動き」「4 魚沼市の動き」について意見はないか。

(委 員) 参考欄の各種計画の記載が年代ごとでないのは、何か意図があるのか。

(事務局) 特になし。最上位計画の総合計画は最上段に記載し、他の計画は時系列で並べ替えた。

(会 長) 「第 3 節 計画策定の考え方」について意見はないか。(一同、異議なし) 次に「第 4 節 市政運営の考え方と人権課題」について意見はないか。

(事務局) 第 2 次総合計画に関して補足説明する。現在、無作為抽出した市民の中から応募があった 120 人がまちづくり未来会議に参加して基本構想の策定を作っている。なお、当課の室長から、それぞれの重点項目を串刺しにした形で人権に関する記載をするように働きかけている。なお、個人的には、例えば序文あたりに「人権尊重」の文言を盛り込む必要があると考えている。

(会 長) 「第 5 節 計画の期間」はこれでよいか。(一同、異議なし)

(3) 素案 第 2 章 人権教育・啓発の推進について

(会 長) 事務局から朗読を求める。

(事務局) (第 2 章を朗読した。)

(会 長) 現状と課題については意識調査結果を踏まえている。第 1 節について意見はないか。

(委 員) 問 9「子どものいじめについてどう思うか」の意識調査結果は、別の視点の書き方が良い。他で実施している調査ではこのような聞き方はしていない。いじめに特化した質問よりも、問 7「子どもの人権が守られていないと感じるとき」の回答で、児童虐待がとて多いことや暴力、仲間はずしなどのいじめがあることを例として挙げた方が良いと思う。

(委 員) 子どもの世界でのいじめの問題と、子どもを大人が虐待する場合と、両方を記載した方が良いということか。

- (委員) 問 7 では、「暴力、仲間はずしなどのいじめがあること」を回答した人は 35.8 で 2 番目に高い。子どもの虐待も実際に懸念されるので、公教育における人権教育ではそちらを出した方が良いと思われる。
- (委員) 第 2 章第 1 節は「就学前教育・学校教育における人権教育の推進」で、第 3 章の各論になると、子ども、女性などの分野が出てくる。また、問 3「関心がある人権問題」の回答ではいじめや虐待が多い。どのように記載したらよいか迷うところだ。
- (事務局) 委員が言われたとおり、事務局では各論で子どもに関して詳しく記載する予定である。第 2 章では包括した形のこの記載で良いと考えている。
- (委員) 施策の方向に「家庭への支援」という記載がある。家庭への支援がこの部分だけであれば、第 1 節の現状と課題のところに関連の記載をしなければならない。また、いじめの問題がインターネット上での問題も含めて深刻な状況であるならば、ここで触れなければならないと考える。
- (委員) 参考までに長岡市の同様の調査結果を示したい。長岡市では、「いじめる人が悪い」は 33%、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある」は 59.8%で魚沼市よりもかなり高い数値になっている。「いじめる人が悪いが、いじめられる人も悪い」は 3.2%、「いじめられる人が悪い」は 0.1%だった。
- (委員) 「最近では学校における人権教育が保護者との関係のなかで困難を抱える場合がある」と記載しているが、具体的な事例または想定している事例があるのか聞きたい。
- (事務局) 第 2 回策定委員会で学校現場からの報告があったので、その旨を記載した。
- (委員) その前段の「子どもが「いやだ」と表明できるようになることへの問題解決の方策を見つける検証」という言い回しが非常に理解しづらい。また、「いじめる人が悪いが、いじめられる人にも問題がある場合もある」の回答が 43.7%と高い結果になったのは家庭や地域での人権意識の度合いに責任がある、と言っているように読める。しかし、現実では学校教育に問題がありこのような回答につながってしまう訳で、この記載では誤解を生む危険性があると思う。
- (委員) この、子どものいじめに関する調査結果は衝撃的だった。この回答は大人の村八分的な感情も含めた年代全体の考えとしてあるもの。この記載では子どもだけに限ってしまうので、表し方が難しいのだと思う。表現の変更も検討したら良い。
- (会長) 第 1 節は難解な文章表現があるし、意識調査結果の引用について再検討の必要がある。いろいろとご意見を伺ったが、問 7 の結果の引用の方がより客観的ではないかと感じた。問 9 はいじめに限定しているし、問 7 は子どもの人権という概念で具体的な問題を投げかけ、答えを引き出している。皆さんはどう思うか。
- (委員) 賛成である。
- (事務局) 意識調査結果の引用は会長の言われた通りで良いと思う。問題は、第 1 節は就

学前・学校教育の中で論じるのか、あるいは家庭教育にも波及させて訴えていくのか、そこを委員会で整理していただきたい。

(会 長) この場ですべて文言を決めていくのは不可能なので、事務局で再検討して修正した案を次回出してもらいたいが、いかがか。(一同、異議なし)

(事務局) 了解した。委員からお話のあった、学校現場だけでは対応できない、地域、保護者の問題がある、という点は第1節に盛り込む考えで良いか。

(会 長) 良い。その認識が施策の方向(3)につながる。改めて確認するが、第1節施策の方向の(1)から(3)はこの内容で良いか。

(委 員) (1)の「差別や偏見を許さない」の後に「お互いを認め合う」という文言を入れてほしい。子どもが「いやだ」と表明できるということは主体的に主張すること。そういう主張も認めつつ相手の立場に立って受け止めていく、というのが魚沼市の温かい学級作りにつながっていく。

(会 長) ただ今の提案に異議はないか。(一同、異議なし) 次に、第2節について意見はないか。

(委 員) 施策の方向の(2)に「学校教育と社会教育の連携を深め」とあるが、具体的な取組を想定しているのか。

(事務局) 第1回策定委員会で、会長から、学校教育と社会教育は不可分に結びついていて連携が大切である、というご意見をいただいたので記載した。

(会 長) 生涯学習の人権講座で、学校や PTA 関係者にも参加を呼びかけている事例はある。学校や地域の人と一緒にになって議論する関係が芽生えればと期待している。学校に講師として呼ばれたことがあり、そこでは社会教育で知り得たことを話している。こういうことで裾野を広げていきたい。

(委 員) 第2節施策の方向(2)に「人権教育、同和教育」とあるが、あらゆる人権問題、人権教育にわざわざ「同和教育」を入れるのはいかがなものか。ただし、皆さんがこれでよければ異論はない。

(会 長) 県では「人権・同和教育」という言い方をしているので、その流れの記載だと認識している。会議の終了時刻が来たので、次回委員会で引き続き議論させていただく。

(事務局) では、いままでの議論を踏まえ訂正したものを、次回策定委員会までに送付させていただきます。

3 その他

(1) 関係団体意見聴取会について

(事務局) 委員の皆様から4団体を推薦いただいたので、既にご案内のとおり9月2日に意見聴取会を開催する。母子寡婦福祉雪椿会、魚沼市家族会、南魚沼人権擁護委員協議会、部落解放同盟の4団体で、1団体30分で現状や課題をお話しいただき、その後委員から質問を受ける流れである。

(会 長) では、皆さんの参加をお願いします。

(2) 次回日程調整

(事務局) 予定では次回委員会の開催は9月下旬としていたが、意見聴取会の後、庁内検討委員会の議論を経ての開催になるので、できれば10月上旬の開催でお願いしたい。

(会 長) 次回委員会は10月9日でよいか。(一同、異議なし) では、決定する。

4 閉会

(会 長) 以上で第3回策定委員会は終了する。大変ありがとうございました。